

ワーキンググループの設置について

平成 24 年 10 月 4 日
行政刷新会議
規制・制度改革委員会

1. 規制・制度改革委員会に、次のとおりワーキンググループ（以下「WG」という）を設置する。
 - (1) 経済活性化WG
 - (2) グリーンWG
2. WGにおいて配布された資料は、原則として、公表する。
3. WGの議事概要を公表する。
4. 委員会構成員は、いずれのWGにも参加することができる。